

令和5年11月29日

川崎市議会議長 青木功雄様

多摩区在住者

ほか 1名

川崎市立菅中学校における学習指導要領に反した学習評価
の是正及び不利益を被っている生徒の救済を求める陳情

陳情の要旨

川崎市立菅中学校（以下、「菅中学校」という。）における保健体育科の学習評価は、知識・技能の割合が大幅に偏る（2対8）など、学習指導要領に反しております。

学習指導要領に反した学習評価は、正しく評価されている学校の生徒と比較し不利益が生じ、生徒の将来に大きな影響を及ぼすことに加え、学習意欲の低下、学校・教員と生徒・保護者との信頼関係の喪失など、悪影響を与えます。

菅中学校の保健体育科の学習評価を学習指導要領にのっとった学習評価に是正するとともに、現在の学習評価の結果により不利益を被っている生徒の救済を速やかにしていただきたく、陳情いたします。

陳情の理由

令和5年度前期における保健体育科の定期テストの結果が92点でしたが、前期の学習評価3観点全て「B」であったことに疑問を感じ、令和5年10月24日に川崎市教育委員会教育長宛てに評価の妥当性について文書で確認を求めてから、1か月以上が経過しています。

川崎市総合教育センターカリキュラムセンターの室長・保健体育科の指導主事や菅中学校からは、「菅中学校の保健体育科の学習評価は学習指導要領に基づき妥当である」旨の回答が示されましたが、文部科学省の資料を確認の上、神

奈川県教育委員会の保健体育科指導主事に確認したところ、現在の学習評価が学習指導要領の趣旨から逸脱している旨の見解が示されました。このため、不利益を被っている生徒の速やかな救済を伝えましたが、その後の対応については遅々として進まず、現在においても明確な方針が示されておりません。

本年10月に藤沢市立中学校における学習評価の誤りに関する報道発表がありました。保護者からの指摘を受け、その当日中に全学習評価の確認・修正、家庭訪問による正しい通知表の配付、5日以内に生徒への謝罪・説明、保護者会が開催されています。近年の他の自治体においても同様の対応であることを確認しています。

我が子についても、不利益を被っている状況と考えますが、3年生については、正に今、将来に影響を与える時期であるため、このような対応を取られたことが本当に残念であり、不利益を被ったままの3年生がいると思うと胸が痛みます。陳情の目的・趣旨と、こちらが確認できた範囲になります。菅中学校保健体育科の学習評価の問題点は以下のとおりとなります。

1 陳情の目的・趣旨

- (1) 菅中学校の生徒が他校と比較し、不利益を被らないようにしてください。
 - ・知識・技能の偏り改善、保健分野の評価手続や学習計画と評価の記載内容の是正など
- (2) 生徒の学習改善につながる学習評価(フィードバック)としてください。
 - ・現行の定期テスト、ノート・授業、各々満点・零点でも変わらない評価手法の是正など
- (3) 是正後の学習評価に当てはめた際に、不利益を被っている生徒の評価結果を速やかに修正してください。なお、評価結果が下がる生徒については、修正せず、現在の評価結果を適用してください。

2 菅中学校保健体育科の学習評価の問題点

- (1) 学習評価の3観点のうち「知識・技能」の偏りについて
菅中学校では「知識・技能」を2対8の割合とし、大幅に偏った評価がされています。

学習指導要領においては、「知識」と「技能」をバランスよく指導し、バランスよく評価することが大切であること。また、知識又は技能の一方に偏ることなく、年間を通じて知識及び技能をそれぞれバランスよく育成すべきことに留意する必要があることが示されております。文部科学省や神奈川県教育委員会の資料では、知識・技能各々の単元別の評価点数を合計し、その値を2分の1した結果が知識・技能の最終評価とするなど、知識・技能の評価割合が1対1であることが具体的に示されています。

なお、現在の評価割合を我が子のケースに当てはめると、技能が58点（素点で73/100点であるが8割換算）、知識のうち定期テストが9点（素点で92/100点であるが1割換算）、ノート・授業が9点（素点で87/100点であるが1割換算）で、合計76点、評価Bとなります。知識の割合が著しく低く設定されているため、現在の技能の評価では、定期テスト、ノート・授業を合わせた知識全体で満点（合計78点でB）又は零点（合計58点でB）であっても評価が変わらないこととなります。このような評価割合では、知識分野の学習改善策がなく、学習意欲の低下につながります。一方で、知識・技能の割合を学習指導要領に従い1対1で評価し直すと、合計82点、評価Aとなります。

また、菅中学校保健体育科の教員からは、「菅中学校の生徒は技能レベルが低く、そこを伸ばしたいから技能を高く評価しており妥当である」旨の説明がありましたが、技能レベルが低いと判断する根拠が不明確であり、かつ技能レベルが低い生徒たちに高い評価を課すことは、他校の生徒との不利益の乖離が拡大することとなります。

(2) 保健分野の学習評価の誤り

菅中学校の保健分野の評価は、陸上、水泳など体育分野の単元の一つとして評価されていますが、学習指導要領においては、体育分野、保健分野、各々分けて評価することが定められています。また、前期に保健分野の授業・定期テストが行われ結果も出ていますが、前期の評価に反映されず、後期の評価のみとしていることも問題と考えます。

(3) 観点別評価の総括の未作成

陸上、水泳など、単元別の評価項目に応じた評価の基礎資料である観点

別評価の総括の確認を希望しましたが、見せていただけなかったため未作成と判断しました。評価の基礎資料がなければ正しい評価につながらないこととなります。

(4) 保護者と生徒に配付している「令和5年度 第2学年 保健体育科 学習計画と評価（以下、「学習計画と評価」という。）」と異なる学習評価

①「学習計画と評価」では「知識・技能」、「思考・判断・表現」の各々の評価項目に「定期テスト」が記載されていますが、学校から提供を受けた資料から実際には「知識・技能」にのみ評価されており、「思考・判断・表現」は評価されていません。

②「学習計画と評価」と各単元の「指導と評価の計画」の不整合

「学習計画と評価」に記載の定期テストが、陸上・水泳など各単元別に作成されている「指導と評価の計画」に記載がないため、定期テストがどの観点に反映されているか分かりません。

③評価方法の文言不一致

評価方法「ワークシート」が「学習計画と評価」に記載されているが「指導と評価の計画」に記載がない。同様に、評価方法「学習カード」が「指導と評価の計画」に記載があるが「学習計画と評価」に記載がないなど、評価方法の文言が一致していないため不明確です。